

アメリカのドイツ占領政策と米英統合占領地区の形成

——占領費の分担比率をめぐる交渉を中心に——

河崎 信樹

はじめに

本稿の課題は、第二次世界大戦後のアメリカのドイツ占領政策の展開の中で重要な画期となった米英統合占領地区の形成プロセスを、特に、貿易に関わる占領費の分担比率をめぐる問題に着目し、分析することである。

まず、アメリカのドイツ占領政策の展開の中で米英統合占領地区形成が占める位置について確認していく。アメリカのドイツ政策の起点は二つ存在する。第一のものは、モーゲンソープランである。戦時期のアメリカにおいては、ドイツの経済復興を志向する国務省・陸軍省と、ドイツの弱体化を主張する財務省の間で対立が存在していた。この

対立に後者が勝利することで、後者が主導するモーゲンソープランが一九四四年九月に基本政策として採用された。

このプランは、ドイツそれ自体を分割してしまうとともに、ドイツの工業力をドイツの軍事力・軍国主義の基盤とみなし、それを破壊するとともにドイツを農業国へと変え、安全保障を確保することを目的としたものであった。そして、このプランの内容は、アメリカの在ドイツ軍政府 (Office of Military Government for Germany (U. S.))、以下 O M G U S と略す) による占領政策の基本指針を定めた統合参謀本部指令一〇六七 (The Joint Chiefs of Staff Directive 1067⁽¹⁾、以下 J C S 一〇六七と略す) へと反映された。

第一のものが、アメリカ自身のドイツ政策の指針である

のに対し、第二のものは国際的な枠組みに関わるものである。それがポツダム協定である。ポツダム協定は、一九四五年七月一七日から八月二日まで開催されたポツダム会議において、米英ソの間で締結された協定であった。この協定は、ドイツの米英仏ソ四カ国による分割占領を定める一方で、単一経済体 (Single Economic Unit) として占領地区の経済運営を行うことを規定していた。なぜならば分割占領した場合、各占領地区の資源分布は不均等となり、その点を補正しなければ、各占領国の占領地区運営にかかわる費用負担が巨額かつ不平等となる可能性があった。ゆえに、各占領地区の経済政策や占領地区間の貿易を調整し、単一経済体として占領地区全体を運営することが定められた。

こうした二つの指針に基づきアメリカのドイツ占領は行われたが、一九四六年に入るとすぐに行き詰まりを見せ始めた。まずそれは、ドイツ経済の深刻な停滞として表面化した。JCS一〇六七は懲罰的な色彩が強いものであり、それを前提とした場合、ドイツの経済復興を促進するようない切った措置が取れず、戦災からのドイツの経済復興を実現させることが出来なかった。そのため占領地区内の

混乱を防ぐために、生活必需品の輸入についてはアメリカが責任を負わざるを得なくなり、占領費が増大していくことになった。そして、こうした状況をさらに悪化させたのが、ポツダム協定に規定されていた単一経済体としてのドイツ経済の運営の失敗であった。アメリカは、ドイツを経済的な停滞から脱却させるために、ポツダム協定に規定された単一経済体としての経済運営の実現を要求し続けた。しかし、ソ連とフランスは、占領地区を自国経済の復興に利用するために、そうしたアメリカの要求を拒み続けた。

こうした状況の下、アメリカ政府内においては一九四六年半ば以降、国務省・陸軍省・OMGUSによるドイツ復興路線が台頭してきた。そして、その路線の採用は、J・バーンズ (James F. Byrnes) 国務長官によって行われたドイツ・シュツットガルトでの演説 (一九四六年九月六日) において公表された。この演説においてバーンズは、これまでのドイツ弱体化路線を否定し、ドイツ経済の再建を行うこと及び、ポツダム協定を先行的に履行するとの名目で、米英仏ソによって四分割されていた占領地区のうち、アメリカとイギリスの占領地区のみを先行的に統合することを表明した。そして、この米英統合占領地区は、一九四七年

一月一日に発足した。

この米英統合占領地区の形成以降、アメリカ・イギリスとソ連の対立は深まっていった。ソ連は、この統合占領地区の形成を、米英がソ連を排除するものと受け取った。両者の関係は、一九四七年三月～四月に開催されたモスクワ外相会談、一九四七年六月五日のマーシャルプランの公表とソ連の不参加を経て、一九四七年一〇月～一二月に開催されたロンドン外相会談で完全に決裂した。そして、最終的には、米英統合占領地区にフランス占領地区が加わり、一九四九年九月に西ドイツが建国されることになった。こうした観点から考えた場合、米英統合占領地区の形成は、アメリカがドイツ占領地区を経済的に再建すると同時に、ソ連と決別し、西ドイツを建国する路線へと踏み出した最初の一步と評価できる。

本稿は、この米英統合占領地区の形成プロセスを、特に占領費用の分担をめぐる問題に着目し、分析することを課題とする。当時の米英占領地区は、輸出が振るわない一方で、食糧を中心とした生活必需品の輸入を米英が援助しなければ立ち行かない状態にあった。統合占領地区を形成した場合、この輸出を超える輸入の部分にかかる費用を、米

英両国がどのような割合で分担して負担するのか、ということが交渉で争われた⁽²⁾。本稿においてこの問題に着目するのは、これが統合占領地区形成をめぐる交渉において両国間の最大の争点であったためである。

この問題が、アメリカとイギリスの間で大きな問題となった背景には、この費用負担を、ほぼ全てでドルで行わなければならなかったということがあった。なぜならば物資が不足していた当時、生活必需品、特に食糧の輸入は大部分ドル圏に依存していたからであった。また、統合占領地区からの輸出に関して、基本的にドル決済が義務付けられていたことも、占領地区の輸入においてドルが使用される可能性を著しく高めていた⁽³⁾。アメリカはともかく、戦後深刻なドル不足状態にあったイギリスから見た場合、ドル負担は非常に大きな重荷であり、アメリカにその負担の肩代わりを求め続けた。それゆえに、この費用負担に関する問題は重要な意味を持ち、交渉における最大の争点となった。すなわちこの問題は、アメリカがドイツに対してどの程度責任を負う意思を持っていたのか、またイギリスとの責任分担の関係をどのように考えていたのか、という点を示す重要な問題であったといえる⁽⁴⁾。

これまでの先行研究⁽⁵⁾においては、米英統合占領地区の形成が、ドイツ経済の再建と米ソ対立に向かう道程の中で重要な画期となったことが確認されてきた。しかし、その統合交渉が実際にはどのようなプロセスを経て合意に至ったのか、という点に関する詳細な分析は行われてこなかった。特に、本報告で取り上げる貿易に関する占領費の分担をめぐる交渉についても、合意が困難な問題であったとして言及されるのみであった。本稿では、米英交渉のプロセスを、これまで全面的に検討されてこなかったポツダム協定以来の貿易に関する占領費分担問題の歴史的経緯を踏まえた上で、考察していくことを課題としている。

以下の本稿では、一において米英間の統合交渉以前における両占領地区の費用分担問題について分析する。その後、二、三において一九四六年七月―二月にかけて行われた米英両国間の占領地区統合交渉について考察していく⁽⁶⁾。

一 ポツダム協定と費用分担問題の起源

(1) ポツダム協定とブーリング協定

占領地区への生活必需品の供給にもなつて生じる費用の分担問題は、第二次世界大戦中から生じていた。ドイツ

は一九四五年五月八日に降伏するが、それ以前においてもドイツにおいて連合国軍が占領している地域は存在していた。この占領地域を統治するためには、そこに存在するドイツの市民や被災者に対して、食糧など生活必需品の供給を行う必要がある、その分担が決められていた。その割合は、アメリカ、イギリス、カナダの比率が、六七・二五・八であった。そして三国は、食糧を中心とした援助をドイツの占領地域に対して行っていた。しかし、この体制は暫定的なものであった。本格的な体制は、ポツダム会談以降において検討された⁽⁷⁾。

ポツダム会談において成立したポツダム協定は、米英仏ソによって分割占領するドイツ占領地区を、単一経済体として運営することを規定しており、貿易もその対象となっていた⁽⁸⁾。そのためアメリカは、一九四五年八月から九月にかけてドイツ占領地区全体を対象とした共通の輸出入計画を策定すべきだと他の参加国に対して主張した。このアメリカの主張の背景には、生活必需品の輸入に要する費用の分担問題が存在した。戦後の混乱の中で外貨獲得手段を持たず、生活必需品さえ自力で輸入することが出来ないドイツ占領地区においては、当面、各占領国が輸入に要する費

用の負担を行わざるを得なかった。当然この各占領国の費用負担は、その占領している地域の状況によって変化した。そこで、その費用負担を調整するために、各占領地域の輸出から得られた外貨をプールし、各占領地区の輸入額の比率に応じて、それを分配する仕組みを構築しなければならなかった。⁽⁹⁾

この仕組みを実現するためには、各国の軍政長官の間で貿易政策を調整し、輸出入に関する共通計画を作成しなければならなかった。しかし、それはフランスとソ連の反対によって全く実行されなかった。フランスはポツダム会議において占領地区を割り当てられたものの、ポツダム会議に参加していないことを理由に単一経済体としての経済運営を目指す全ての試みを拒否していた。⁽¹⁰⁾ソ連は、自国の経済復興のために自占領地区から多額の賠償を獲得することを目指しており、共通の貿易計画の策定は賠償問題が解決した後にはすべきだとの態度を取った。一方でイギリスは、共通の輸出入計画に関する四カ国合意が早期に成立する見通しはないとみており、さしあたりアメリカとの間で輸出と輸入に関わる協定を結ぶ方向性を打ち出していた。⁽¹¹⁾そして結局、仏ソの反対の中、共通輸出入計画の策定はペンデ

イングされることになった。そこでアメリカは、一九四五年一月二四日にイギリスと両占領地区の貿易に関する協定——以下ではプリーング協定と呼ぶ——を結ぶことになった。⁽¹²⁾

このプリーング協定は、以下のような内容を持っていた。

- ① 両占領地区の輸出から生み出された外貨はプールされ、占領地区の輸入のために使用される、
- ② プールされた利益の米英への配分割合は両占領地区の輸入額の比率に基づく、
- ③ 輸入に利用できる通貨はドルなど交換性を持つ通貨のみであるため、輸出はドル及び交換性を持つ通貨による決済が義務付けられる、それ以外の通貨——つまりポンドのような通貨は、特別な場合にのみ利用できる、
- ④ この仕組みは輸出によって全ての輸入に対する支払いができるようになるまで継続する、
- ⑤ 四占領国の間で合意が成立した場合は、その合意に従属する。⁽¹³⁾米英の両占領国は以上の内容で合意した。しかし、すぐに危機が訪れた。

(2) プリーング協定とイギリス

協定が締結されて以後も、イギリス占領地区の経済状況は大きく低迷したままであった。例えば一九四六年五月に

閣議に提出されたメモランダムでE・ベビン (Ernest Bevin) 外務大臣はイギリス占領地区の状況を、「工業は破壊され、食糧を輸入することは難しい」と表現している。つまり、占領が開始されて以降、イギリス占領地区は生活必需品を輸入する能力に欠けたままであり、それを補うためのイギリス自身の支出がますます増大していく形になっていた。¹⁴⁾

こうした状況の中イギリスは、この協定が自国にとって不利なものであると主張しはじめた。この点を表1から確認していく。表1は、一九四六年三月三十一日までの米英占領地区の輸出入について示したものである。まず、この期間の両占領地区からの輸出額の合計は、イギリス地区Ⅱ六一四〇万ドル、アメリカ地区Ⅱ四五〇万ドルで六五九〇万ドルとなる。そして全輸入額二億四二七〇万ドルの内、アメリカは五一・三%、イギリスは四八・七%を負担している。プーリング協定に従って、輸出の総額をこの割合で分配した場合、イギリスは三二一〇万ドル、アメリカは三三八〇万ドルとなる。この場合、単独で六一四〇万ドルの輸出を行っているイギリスは、アメリカに対して、二九三〇万ドルの支払いをなさなければならない。その結果イギ

リスの負担額は、プーリング協定がない場合は五六七〇万ドルであるのに対して、プーリング協定で調整後は八六〇〇万ドルと増額してしまう。逆にアメリカの場合、一億二〇一〇万ドルから九〇八〇万ドルへと負担額が減少する。つまり、イギリスはプーリング協定を履行するよりも、自身の占領地区のみで貿易を行う方が、負担が少なくなるという状況にあった。ゆえにイギリスは、プーリング協定を廃棄し、自身の占領地区からの輸出で得た資金を、低迷しているイギリス占領地区経済のために全て使用することで、本国の占領地区に対する負担を軽減したいと考えたのであった。

そこで、一九四六年三月一二日にイギリス軍政長官B・ロバートソン (Brian Robertson) は、OMGUSに対して、プーリング協定を停止すると通告した。これに対してOMGUS長官代理であったクレイは、三月一五日に協定の停止は軍政府レベルではなく、政府レベルでの合意が必要と拒否し、協定内容の実行を求めた。しかし、一九四六年三月二日付書簡でロバートソンは、協定は改定が必要であり、もはやイギリスは有効とみなしてはいないと回答した。しかしクレイは再び口頭で、協定は一方的に停止できない

表1 1946年3月31日までの米英占領地区の輸出入統計 (単位：100万\$)

	イギリス	アメリカ	合計
1946年3月31日までの輸出額	61.4	4.5	65.9
1946年3月31日までの輸入額(分担比率)	118.1 (48.7%)	124.6 (51.3%)	242.7 (100.0%)
輸入の分担比率に応じた輸出額の配分	32.1*	33.8	65.9
プーリング協定による調整がない場合の負担額	56.7	120.1	176.8
プーリング協定による調整後の負担額	86.0	90.8	176.8

出典：Figures of Past Imports and Exports, no date, Minutes of the Meeting, RG 59；Pooling of Past Proceeds of Exports from the British and U. S. Zones -Synopsis of the Problem-, November 18, 1946, Minutes of the Meeting, RG 59より作成。

*イギリス占領地区の輸出額6140万ドルから2930万ドル(6140万ドル-3210万ドル)がアメリカ占領地区へと支払われなければならない。

と主張し、政府レベルでの話し合いを要求した。これに
 じたロバートソンは、一九四六年三月二八日付けの書簡で、
 「ロンドンには、現在の輸出余剰の分配の割合に不満を持ち、
 改定したいとしている。私は、ワシントンとこの交渉をす
 べきだと主張し、そうしたことが行われそうだとの情報
 を得た。しかし、プーリング協定は三月三十一日で停止され
 る」と述べ、従来の主張を繰り返した。⁽¹⁵⁾

しかし、このロバートソンの書簡は正しい事実を伝えた
 ものではなかった。イギリス政府は、プーリング協定を一
 方的に停止し、国務省に対して、一九四六年五月二三日
 になってやっと通告したにすぎなかった。さらに、一九四
 六年三月三十一日までの分さえアメリカに対して支払わな
 かつた。⁽¹⁶⁾

以上のようにプーリング協定をめぐる問題は、イギリス
 側の一方的な通告に終始し、アメリカ側に大きな不満を
 残した。こうした状況の中で米英統合占領地区形成への機
 運が盛り上り、交渉が行われることになったが、その統合
 交渉の中でこの問題は再び取り上げられることになった。

二 米英統合占領地区の提案と準備交渉

(1) アメリカのドイツ占領政策の転換と米英統合占領地区の提案

「はじめに」において指摘したように、アメリカのドイツ占領政策は当初ドイツの経済復興を抑制するものであった。しかし、実際に占領が開始されて以降のドイツ経済の行き詰まりは、JCS一〇六七とポツダム協定路線への批判を生み出し、國務省・陸軍省・OMGUSによるドイツ復興路線がドイツ政策の軸として台頭してくることになった。

そうした状況の中でクレイは、一九四六年五月二六日付のメモランダムで、もしソ連とフランスが、単一経済体としての経済運営に同意しないのであれば、アメリカはイギリスとの間だけでも占領地区の統合に向かうべきだ、との提起を行った⁽¹⁷⁾。クレイは、部分的にでも単一経済体としての経済運営の方向に進むことによって、ソ連とフランスに圧力をかけ、全占領地区を対象とした単一経済体としての経済運営を実現し、ドイツの経済復興を促進させることを意図していた。

これに対して國務省は違った見解を持っていた。OMG

USと國務省が一枚岩であったのはドイツ経済を復興させるといふ一点でしかなかった。特に、単一経済体としての占領地区の運営を重視するクレイと、もはやソ連との交渉は意味を失いつつあるのではないかと考える國務省の官僚達との間には大きな政策構想の違いがあった。國務省の官僚たちは、この米英統合占領地区の実現に関する提案を、単一経済体としてではなく、ドイツ分割へのステップとして捉えていた⁽¹⁸⁾。

しかし、國務長官であるバーンズはクレイの側に立ち、あくまでも単一経済体形成への第一のステップとしてこのクレイの提案を位置づけ、パリ外相会談（一九四六年六月一五日〜七月二日）に臨むことになった。一九四六年七月一日の会談において、バーンズは統合占領地区の実現を提案し、もし全占領地の同意がない場合でも合意した占領地のみで統合占領地区を形成すべきだと主張した。さらに、一九四六年七月二〇日にベルリンにおいて開催された軍政府間の調整を行う常設機構である管理委員会において、アメリカ代表であるOMGUS長官J・R・マクナーニー（Joseph R. McNarney）は、占領地区の統合を目指す同様の提案を行った。これを受けて各国の検討が開始された⁽¹⁹⁾。

(2) イギリスのドイツ占領政策と提案の受諾

このアメリカの提案にイギリスはいかに対応したのであるか。ルール地域を抱えるイギリスのドイツ占領政策は、当初、フランスと同じくルール地域の分離独立を支持するものであった。しかし、主として占領費用の問題からルール地域を分離せずに、イギリス占領地区に留め、積極的に再建する方針へと転換していた。イギリスは、この政策によって占領地区の再建を早め、占領地区に対する支出——特に食糧輸入に要するドル支出——を削減することを狙っていた。⁽²⁰⁾

イギリスが、このように海外支出の削減を目指した背景には、ポンドの交換性回復の問題があった。第二次世界大戦終了時において多額の対外債務を抱えていたイギリスは、アメリカからのドル援助を求めた。その結果、成立したのが米英金融協定（一九四五年二月六日調印）であった。複雑かつ困難な交渉の末成立したこの協定の下でイギリスは、利率二%で三七億五〇〇万ドルの借金をアメリカから得ることができた。しかし、その条件として、協定が発効してから一年以内（一九四七年七月一五日まで）にポンドの交換性を回復しなければならなくなった。この交換性回復の

実行に備え、イギリス政府は海外支出、特にドル支出をできるだけ削減しようと試みており、ドイツの占領費もその対象となっていた。⁽²¹⁾

しかし、その際にはルールからの石炭輸出が、ポツダム協定によって制限されているという大きな問題があった。ルールの石炭は米英仏ソの間で決定された量を、各占領地区に輸出しなければならなかった。しかも、その場合の支払はドルなどの交換性を持つ外貨ではなく、ライヒスマルクであった。そのためイギリスとしては、ルールの全ての石炭を輸出することによってドルを獲得することもできず、占領地区内で自地区の復興のため自由に石炭を使用することも出来なかった。ゆえに、イギリスとしては何らかの対応が迫られていた。⁽²²⁾ こうした時期に、アメリカからの統合占領地区形成の提案がなされた。

イギリスは一九四六年七月二五日に開催された閣議においてこの提案を検討した。まず、パリから帰国したベビン外務大臣からアメリカの提案に関する説明があった。ベビンは、イギリス占領地区に対する大規模な支出を減らさなければならぬとする。そして、そのためにはイギリス占領地区からの石炭輸出全てにドル決済を義務付けるか、ア

メリカからの提案を受け入れるかのどちらかしかない。前者の選択肢は非現実的であり、後者を採用するべきである。その理由は、第一に、経済的な観点からはアメリカの提案を受け入れるメリットがある。つまり、アメリカに負担を多く負ってもらうことで、財政的な負担を減らすことができる。特に、イギリスが苦しんでいるドル圏からの食糧の調達を有利にすることができる。第二に、ソ連との東西分裂の危険を高めるかもしれないが、今よりも悪くなりはない、むしろ両国の統合という決定的な行動が、ソ連に良い影響を与える、と提案を受け入れるべき理由を説明した。閣議は、このベビンの説明を認め、統合占領地区形成の交渉に応じることを決定し、七月三〇日に開催されるベルリンの管理委員会において表明することになった。⁽²³⁾

七月三〇日に開催された管理委員会においてイギリスは、この提案をドイツ分割へのステップとはみなしていないと発言し、アメリカの提案を受け入れると述べた。これに対してソ連は、アメリカの提案は分割を促進するものだとして反対し、フランスは何の回答も行わなかった。その結果、アメリカとイギリスのみで統合占領地区を形成する交渉へと入ることになった。⁽²⁴⁾

(3) ベルリンにおける準備交渉と積み残された論点

米英統合占領地区形成をめぐる交渉は、まず、ベルリンにおいて米英軍政府の間で行われた。第一回会議は、一九四六年八月九日に開催され、四点の基本的な合意が成立した。①共通の生活水準の維持、②占領地区に存在する資源の平等な利用、③共通の輸出入計画の策定、④ポンドでの輸入が必要とされる範囲に限り、ポンドでの輸出が認められる。その他の場合はドルを使用する、⁽²⁵⁾という四点である。

この第一回会議後、米英軍政府の代表者からなる委員会を設置し、三回の会議を経て議論を深めることになった。その議論の中で、両占領国の管理の下、ドイツ人の代表者によって構成される統合占領地区の経済を統一的に運営するための各種委員会（経済運営、金融、食糧と農業、交通、郵便と通信の各分野）を設立する合意が成立した。しかし、統合占領地区における費用分担の問題をめぐり両国は対立し、最終的な合意に至らなかった。⁽²⁶⁾

では、この米英両国間の最大の対立点であった費用分担の問題とはいかなるものであったのだろうか。この問題は、二つの部分から構成されていた。

第一の部分は、プーリング協定の下での費用分担の問題

表2 1946年12月31日までの米英占領地区の輸出入統計

(単位：100万\$)

	イギリス	アメリカ	合計
1946年12月31日までの輸出額	153.4	14.5	167.9
1946年12月31日までの輸入額(分担比率)	413.4 (57.6%)	304.9 (42.4%)	718.3 (100.0%)
輸入の分担比率に応じた輸出額の配分	96.7*	71.2	167.9
プーリング協定による調整がない場合の負担額	260.0	290.4	550.4
プーリング協定による調整後の負担額	316.7	233.7	550.4

出典：Figures of Past Imports and Exports, no date, Minutes of the Meeting, RG 59；Pooling of Past Proceeds of Exports from the British and U. S. Zones -Synopsis of the Problem-, November 18, 1946, Minutes of the Meeting, RG 59より作成。

*イギリス占領地区の輸出額1億5340万ドルから5670万ドル(1億5340万ドル-9670万ドル)がアメリカ占領地区へと支払われなければならない。

であった。一で分析したように、イギリス側は、一九四六年三月三十一日にプーリング協定は失効していると主張していた。そして、そこまでの部分であれば、アメリカに対して支払いの意思があることを表明した。これに対してアメリカ側は、プーリング協定は失効していないと主張し、それ以降の部分、すなわち一九四六年二月三十一日までの部分についての支払いを求めた。⁽²⁷⁾

この両国の主張の背景を、前掲表1と表2から確認してみる。表2は、一九四六年二月三十一日までの米英占領地区の輸出入統計を示したものであり、米英軍政当局によって推計され、交渉時の議論の基礎になったものである。表2によれば、両者の輸出額の合計は、一億六七九〇万ドルとなる。そして、全輸入額七億一八三〇万ドルの内、イギリスは五七・六%、アメリカは四二・四%を負担している。プーリング協定に従い、輸出の総額をこの割合で分配すると、イギリスは九六七〇万ドル、アメリカは七二二〇万ドルとなる。この場合、一億五三四〇万ドルを輸出しているイギリスは、アメリカに対して、五六七〇万ドルの支払いをなさなければならない。つまり、この表1と2から読み取れるのは、三月三十一日までの場合、イギリスのアメリカ

への支払いは二九三〇万ドルであり、一月三日までの場合は、五六七〇万ドルとなるということである。海外支出を少しでも節約したいと考えているイギリスは、前者の採用を強く主張し、両国は合意に達しなかった。

第二の部分は、統合占領地区形成後の貿易から生じる赤字部分の分担比率をめぐる問題であった。第一回会合においてイギリス側は、費用負担を平等に、五〇・五〇にすべきと主張した。これに対してアメリカ側の提案は、各占領地区の人口比に応じて費用を分担するというものであった。つまり、イギリス地区Ⅱ二二四万四八〇〇人、アメリカ地区Ⅱ一六九〇万人の比率、すなわち、イギリス五七・アメリカ四三という比率で分担することを主張した。アメリカが、こうした主張を行ったのは、人口を基礎とした方が占領地区の小さいフランスとソ連が後から加わりやすくなる、と考えたからであった。これに対してイギリスは、イギリス占領地区の方が輸出に貢献していることを強調し、妥協案としてイギリス五二・アメリカ四八を提案した⁽²⁸⁾。交渉に当たっていたクレイは陸軍省に対して、イギリス占領地区において輸出に従事する人々やルール地域における炭鉱労働者の貢献を加味し、提案した比率をイギリス寄

りに見直して妥協点を探っていくことを報告した上で、最終的に、イギリスの提案に応じるのか、それとも両国政府間での交渉に持ち越すのかに関する指示を陸軍省に要請した。陸軍省は、クレイがイギリスとの間で適当な妥協点を見出せない場合、もし必要であれば五〇・五〇のイギリス側の当初の提案に応じる線まで譲歩することを容認した⁽²⁹⁾。これを受けてアメリカ側は、九月一日の会合においてイギリスⅡ五三・アメリカⅡ四七を提案し、クレイとロバートソンは、負担の分担割合に関して合意することになった。ただしロバートソンは本国政府の同意があれば、という条件付であった⁽³⁰⁾。しかしロバートソンとクレイの合意に対してイギリス政府の同意は得られなかった。ベビンは、この合意をイギリスの負担が重過ぎると判断して、問題を政府間協議で解決する方針を採用したのであった。そして、折から開催中であったパリ講和会議においてバーンズと交渉し、一月からワシントンにおいて費用負担をめぐる米英交渉を行う合意を取り付けた。クレイは、十月十四日にバーンズからこのことを伝えられた⁽³¹⁾。そして、一九四六年一月に入った直後、ロバートソンは、ニューヨーク外相会談（一九四六年一月四日～二月二日）が終わるまで、

協定の財政的な側面に関してはなんらコミットメントをすることができなくなった、とクレイに伝えた。⁽³²⁾しかし当初、五〇・五〇をイギリス側が主張していたことは、その後の交渉に大きな影を落とすことになった。⁽³³⁾

三 統合占領地区形成をめぐる米英交渉

(1) 米英両国の方針

まず、イギリスの方針から見えていく。イギリスは、自国の困難な財政・金融状況を説明し、「アメリカ政府が両占領地区にかかる費用のできるだけ大きな部分を負担するよう説得すること」を最大の目標としていた。具体的には、第一に、「プーリング協定については、その義務から完全に逃れることを目指すのではなく、その好ましい解釈、つまり、一九四六年三月三日で協定は失効したとの解釈を目標とすべき。第二に、費用負担の割合については、五〇・五〇の割合で負担することは不可能であり、イギリス二〇・アメリカ八〇を要求する。イギリスは以上の二点を交渉での目標とした。⁽³⁴⁾

これに対してアメリカの方針は、費用負担の割合については、イギリス軍政府が従来提案してきた五〇・五〇を主

張する。ただし、プーリング協定において一九四六年二月三十一日の分まで支払うことに関して、イギリスが合意する場合に限るというものであった。以上のように、アメリカはイギリスに対して、ベルリンでの軍政府同士の交渉時点の条件から一切譲歩しない方針を固めていた。⁽³⁵⁾こうした強硬な方針をアメリカが採用した背景には以下の二点が存在した。

第一に、一九四六年一月に行われた中間選挙において共和党が勝利を収め、一九四七年から共和党が上下両院で多数派を占める議会が誕生することがあった。アメリカ議会の議席数は、一九二〇年代は共和党が常に優勢だったが、一九三三年から始まる第七三議会以降、民主党が優勢となった。しかし、一九三七年に始まる第七五議会を頂点として、民主党が両院で多数派を占める構図は変化しないものの、共和党との差は徐々に縮まっていた。そして、その流れの中で逆転が生じたのが一九四七年に始まる第八〇議会であった。第八〇議会は、上院では共和党五一、民主党四五、下院では共和党二四五、民主党一八八と共和党が両院で多数を占めることになった。⁽³⁶⁾

この点が重要なのは、アメリカ外交に占める議会の位置

が非常に大きいためであった。上院は条約などの承認の権限を持ち、対外政策に介入した。また予算面においては、政府はなんら権限を持たず、議会のみが権限を有していた。ゆえに、予算を通じて対外政策に影響力を行使することも可能であった。第八〇議会では、共和党が主導権を確立したため、民主党であるトルーマン政権は、共和党の均衡財政主義者からの財政支出削減を求める要求に対応する必要があった。また、トルーマン政権のドイツ占領政策はソ連への妥協的な対応に終始している、との共和党からの批判にも対応しなければならなくなった。これは対外政策の遂行に必要な予算を確保することが困難になっていることを意味した。ドイツ占領地区への実質的な援助を意味するこの費用分担に関する支出も例外ではなかった。こうしたことからアメリカ政府は議会の動向を意識せざるを得なくなり、イギリスに対して大幅な譲歩を行うことが出来ない状況にあった。⁽³⁷⁾

第二に、アメリカのイギリスのドル不足問題への楽観的な認識の存在があった。米英交渉の準備として国務省ドイツ・オーストリア部局によって作成されたイギリスのドル不足問題に関する文書は、「イギリスのドル・ポジション

は、イギリスへの貸付の時点で想定していたよりも良く納っている」と評価していた。そして同文書は、最新の状況から判断すると、イギリスによる米英金融協定に基づく借款からの引き出し——この時点で六億ドルを引き出していた——は、ポンド危機に陥ったからではなく、「イギリスがポンド危機の状態にある」ということをアメリカに対して偽装するために行ったものである、と指摘していた。このことは、アメリカがイギリスのドル不足の状況に対して非常に楽観的な認識を持っていたことを示していた。⁽³⁸⁾こうした楽観的な認識を基にしてアメリカは、イギリスがアメリカと共同でドイツに対する責任を負うことが可能であると判断し、大幅な譲歩をする必要はないと考えていた。以上の二点によってアメリカの交渉姿勢は規定されていくことになった。

(2) 輸出入計画

米英交渉は、一九四六年一月一三日にD・アチソン(Dean Acheson) 国務次官による開会の挨拶の後、ワシントンにおいて開幕した。この米英交渉にはイギリス側から、E・ホール＝パッチ(Sir Edmund Hall-Patch) 外務次官補、

D・ウェリー (David Waley) 大蔵次官、W・ストラング (William Strang) 在独イギリス軍政府政治顧問、R・メイキンス (Roger Makins) 在アメリカ大使館公使、ロバートソンらが、アメリカ側から、J・H・ヒルドリング (John H. Hildring) 占領地域担当国務次官補、H・C・ピーターセン (Howard C. Petersen) 陸軍次官補、クレイ、マーフィーらOMGUS関係者、国務省ドイツ・オーストリア部局の官僚らが参加した。

第一回の交渉において米英の占領地区の輸出入計画及びそこにおける米英の負担額に関する資料をクレイとロバートソンが作成することが決定された。そして翌日、この資料が提出され、その後の議論の基礎となる数字として認められることになった。⁽⁴⁰⁾ 以下では、両国間の交渉を分析する前提として、この資料を基にして作成した表3から、交渉の基礎となったそれぞれの占領地区の輸出入計画を確認していく。

この輸出入計画は、三カ年で米英統合占領地区がほぼ自立することを目標として立案されている。この表を基にして貿易計画に基づく両国の負担についてみていく。輸入に関しては、①のカテゴリーAと②のカテゴリーBに分けら

れる。Aの方は、食糧など生活上必要不可欠なものの輸入部分、Bの方は、工業生産など経済再建に必要な物資の輸入部分である。そして③の占領地区からの輸出によって得られた外貨で優先的に購入される物資はBの部分である。そして、その余剰部分、すなわち③から②を引いた④の部分がAの輸入のために使用される。すなわちこの④の部分が①の部分を超えた場合、ドイツ占領地区は自らの輸出によって全ての輸入を購うことが出来る状態になったといえる。しかし、当面は米英両国が援助しなければならぬ。つまり、輸出によって購えなかった生活必需品の輸入額を示す⑤の部分を米英両国が援助するということになる。こうした仕組みを採用しているのは、あくまでも米英の資金はドイツの復興のために利用されているのではなく、生活必需品、すなわち①の部分の輸入のためにのみ使用されている、という体面を保つためであった。

この貿易の実務全般については共同輸出入機関 (Joint Export-Import Agency)、外貨については共同外貨機関 (Joint Foreign Exchange Agency) によって管理された。この機関の運営の責任については、基本的に米英両国が平等な権限を持つことになっていた。

表3 1947～1949年までの米英占領地区の輸出入計画

(単位：100万\$)

アメリカ占領地区

	①輸入 (カテゴリー-A)	②輸入 (カテゴリー-B)	③輸出	④=③-②	⑤=①-④
1947	217	100	100	0	217
1948	150	100	200	100	50
1949	150	125	275	150	0

イギリス占領地区

	①輸入 (カテゴリー-A)	②輸入 (カテゴリー-B)	③輸出	④=③-②	⑤=①-④
1947	480	250	250	0	480
1948	450	275	475	200	250
1949	410	250	625	375	35

出典：Import-Export Plan Disease-Unrest Imports and other Imports, November 14, 1946, Minutes of the Meeting, RG 59.より作成。

では米英両国の負担は、どうなるのであろうか。まずアメリカの主張する五〇・五〇の負担比率の場合は、米英両占領地区の表3の⑤の部分足を足して二で割ったものが、両国の負担額となる。ゆえに米英共、一九四七年≡三億四八五〇万ドル、一九四八年≡一億五〇〇〇万ドル、一九四九年≡一七五〇万ドル、となる。これに対して、アメリカとイギリスが八〇・二〇の割合で分担するイギリス案の場合は、イギリス・一九四七年≡一億三九四〇万ドル、一九四八年≡六〇〇万ドル、一九四九年≡七〇〇万ドル、アメリカ・一九四七年≡五億五七六〇万ドル、一九四八年≡二億四〇〇〇万ドル、一九四九年≡二千八〇〇万ドル、となる。全くイギリスの負担額が異なる。ただし、どちらの場合においても、イギリスが単独で負担する場合よりも、イギリスの負担は軽減される。しかし、より多くの費用負担の削減をイギリスは求め、米英間の交渉は進んでいくことになった。

(3) 米英交渉：第一段階（一九四六年一月三日～三日）

米英交渉は、途中、イギリスでの閣議を挟んで、二つの段階に分かれている。ここでは第一段階における交渉を問

題となった二つの論点を中心に分析していく。

第一の問題は、プーリング協定の扱いであった。この点について両国は、これまでの主張を繰り返すのみであった。例えば、一月一六日に開催された会議においてクレイは、もしもイギリス側が三月三一日の分までしか支払う準備がないという主張に固執するのであればアメリカ側は、これまでの議論で合意した部分も含めて、この統合協定全体を見直す必要があると発言していた。これに対して、ウェリ―大蔵次官は、イギリスはプーリング協定を一時的なものとみなしており、一九四六年三月三一日以降に関しては、その協定に拘束されていないと考えている、とこれまでの主張を繰り返した。⁽⁴¹⁾このように両国は歩み寄る姿勢を全く見せなかった。

第二の問題は、費用負担の割合であった。一月一三日の会議においてイギリス側は、アメリカ提案は、ドイツ占領地区内の状況（人口や資源など）を基礎にして決めたものであるとし、イギリス政府は、「ドイツの国境の外側の要素」、つまり両占領国自体の財政・金融上の状況によって分担の割合は決められるべきと考える、と主張した。そして、もし五〇・五〇の負担割合であれば、イギリス経済

は負担に耐え切れずに破綻し、ドイツからイギリスは撤退することになってしまふと述べた。これに対してアメリカ側は、共和党が主導するアメリカ議会、つまり第八〇議会は、五〇・五〇の割合を越える負担を容認しないであろうし、このアメリカからの提案はその観点によって基礎付けられている、と述べた。そして、イギリスの撤退問題については、ここで議論される問題ではなく、バーンズとベピンの間で交渉されるべきであると主張した。⁽⁴²⁾さらに一月一五日には、ヒルドリングやクレイが、議会だけではなくアメリカの納税者の観点によってもアメリカの主張は基礎付けられていると述べたのに対し、イギリス側のウェリ―が、イギリスの提案もイギリスの納税者たちの観点によって基礎付けられている、と反論する場面も見られ、両者の見解は、すれ違えばかりであった。⁽⁴³⁾このように、どちらの論点も溝が埋まらぬまま、結局、ニューヨーク外相会談に参加しているバーンズとベピンのトップ会談による決着が目指されることになった。

両者の会談は二回にわたって行われた（一九四六年一月二〇日、二二日）。⁽⁴⁴⁾この会談には、ベピンによってもう一つの問題が持ち込まれた。それはイギリス占領地区の食糧

不足問題であった。イギリスは占領地区に対して一日一人当たり一五五〇キロカロリーの供給を約束していたが、それが実現不可能となりつつあり、アメリカ占領地区からの食糧援助を緊急に要請したのであった。この要請は、イギリスによるドル圏から占領地区への食糧輸入が、困難な状況にあることを示していた。バーンズは、この緊急援助の要請を受け入れ、返却の期日を特定しないまま、イギリス占領地区に対して五万トンの食糧を貸し付けることに合意した。

次に、主題である費用負担問題についてベピンは以下のように主張した。アメリカが主張する五〇・五〇の負担にイギリスは耐えることができない。しかも交換性回復を行う予定の一九四七年とその翌年の一九四八年は、恐らくイギリスにとって最も厳しい二年間になると思われる。その中で、五〇・五〇の割合でドイツに対する支出を行った場合、そのために、アメリカからの米英金融協定に基づくドル借款を使い切ってしまうかもしれない。その場合、イギリスは空の財政で立ち行かなくなる可能性があり、ドイツから撤退することが必要である。ベピンは、以上のようにイギリスの厳しい財政・金融状況を訴えた。そして最後に、

イギリスのドイツ占領地区からの撤退によって、中央ヨーロッパに「共産主義へのドア」が開かれるのは残念だ、と共産主義の脅威まで持ち出し、自分の主張を補強しようとした。そして、こうした状況を避けるために、アメリカ六〇・イギリス四〇の分担割合ではどうだろうか、との新しい提案を行った。これに対してバーンズは、イギリスの立場は理解できるとしながらも、議会は五〇・五〇の負担割合以上にアメリカに不利な負担割合は認めないであろう、とこれまでの主張を繰り返した後、五〇・五〇であってもイギリスの負担は軽減されるし、イギリスがドイツ占領地区から撤退するとは考えていない、と述べた。そして二つの新しい提案を行った。第一の提案は、イギリスがアメリカと占領地区を交換するのであれば、アメリカが六五%の費用負担を行う用意があるというものであった。第二の提案は、費用負担の割合を五〇・五〇にすることを条件に、プーリング協定が一九四六年三月三十一日に失効したというイギリスの見解に同意する、というものであった。ベピンは、ロンドンで開催される閣議において、この新提案を検討した上で回答したいと述べた。

(4) イギリスの閣議決定

ウェリー大蔵次官が討議のために帰国し、イギリスでの閣議が一九四六年一月二五日に開催された。ここでは、ベビンから送られてきた一月二〇日、二二日のバーンズとの会談に関するメモランダムについて討議が行われた。⁽⁴⁵⁾

ベビンは、アメリカの第一の提案は、真剣なものではなく、アメリカが今の立場を決して変更しないことを示したものと評価していた。そして、バーンズは議会の動向にとられており、現在の条件から譲歩を引き出すのは不可能であると主張し、第二の提案での合意を認めるよう提案した。

これに対してH・ドールトン (Hugh Dalton) 大蔵大臣は、以下のように主張した。この条件では、三年間でのイギリスの負担は約五億ドルに上る。これが同額のポンドであればイギリスは耐えられるが、このほとんどはドルでの支出となる。その場合、この金額は米英金融協定の総額の約七分の一にも達することになる。これではアメリカからの借款を使い果たす危険性が出てくる。しかし、政治的観点から見た場合、ドイツ占領地区からの撤退もこの協定を拒否することも対米関係を悪化させるため不可能である。

よって、いくつかの条件を付けて、このバーンズからの提案を受諾すべきである。その条件は三点にまとめられる。

第一に、次の三年間におけるイギリスのドイツに対するドル支出は、三億ドルを超えない範囲に制限される。第二に、ポンド圏からの輸入を、たとえポンド圏の商品価格が割高であったとしても増大させる。これによりポンドの使用割合を増大させ、ドル使用を抑制する。第三に、協定を一年後にレビューすること、そして場合によっては停止できる。

以上がドールトンの主張であった。ドールトンの主張の背景には、以下のような現状認識があった。この時期の大蔵省の推計では、イギリスの一九四六年度の占領地区貿易への支出は五四〇〇万ポンドであり、ドル支出は一億六〇〇〇万ドル(約七五%)であった。⁽⁴⁶⁾これはイギリスが主導権を握っていたイギリス占領地区においてもポンド圏からの輸入は二五%程度であったことを意味し、統合占領地区が形成され、アメリカの関与が増大した場合、ドル圏の商品より価格が高いポンド圏の商品は輸入されなくなると想定された。その結果、ドル支出がより増大する可能性があった。これに対処するには、ドル支出に上限を設けるか、ポンド圏からの輸入を増大させるということをアメリカに約

束させなければならなかった。そのために、ドールトンはそのような修正条件を主張した。

H・モリソン (Herbert Morrison) 枢密院議長も、そもそもアメリカから提案してきたものであるのにイギリスが費用を負担することはおかしい、としながらもドールトンの主張する条件の下で受け入れざるを得ないと述べ、さらに独自の条件を付け加えた。それは、①統合占領地区の食糧調達に関してはアメリカが責任を負う、②統合占領地区における支出は援助ではなくローンであり、復興後にドイツから返済される、③イギリス労働党政権が重視してきたルールにおける石炭鉄鋼産業の社会化についてアメリカが口を出すべきではない、というものであった。①は、アメリカからの食糧援助がなければならぬイギリス占領地区の食糧事情を考慮した条件であった。

これに対して、E・シンウェル (Emmanuel Shinwell) 燃料大臣は、この協定はイギリスをアメリカ経済の支配下に置くものであると強く反発し、イギリス占領地区単独での経済復興を目指したほうが良いと主張した。これに対してドールトンは、もはやイギリス占領地区は、アメリカの手助けがなければ食糧を調達することが出来ない状況にある

と指摘し、この意見は退けられた。

その結果、ドールトンとモリソンの提起した条件をアメリカが容認した場合、ベビンに協定の調印を認めることが閣議において決定された。

(5) 米英交渉：第二段階（一九四六年一月二九日）

閣議を受けて最終的な米英交渉が一九四六年一月二九日に行われた。⁽⁴⁷⁾ まずホール・パッチが、この協定がイギリスからのさらなるドル流出を招くと考えていると表明した。そしてロンドンからワシントンに戻ってきたウェリー大蔵次官が、イギリス内閣の見解を説明した。イギリス内閣は次の三年がポンドの交換性回復をめぐる重要な期間になると考えており、ドルの存在を非常に重視している。それゆえドルの流出を防ぐために以下の修正条件を提案したいとして、先述した閣議で決定された六つの協定締結の条件を示した。

この内、食糧調達の問題、復興後のドイツからの返済問題に関しては両国の合意が成立した。しかし、それ以外の条件についてアメリカ側は、この会議のみヒルドリングに代わり参加していたW・クレイトン (William L. Clayton)

経済問題担当国務次官補を中心に反論を行った。

第一にドル支出の制限に関してアメリカは、イギリス側の修正案は、事実上五〇・五〇の比率を変更するものとであると評価した。つまり三億ドルを超える部分については、イギリスが支払わないということになり、その部分はアメリカが単独で負担することになるためであった。ペーターセンは、その提案では議会を通過することはできないとし、米英の平等なパートナーシップこそが議会通過の条件と主張した。加えて、共和党は、米英金融協定によってイギリスのドル不足問題は解決したと考えていると述べた。

さらにクレイトンは、イギリスが強調するドル不足問題についても否定した。クレイトンによると、戦争が終了し、多くの国で大量のドルが利用でき、アメリカも援助を行っている。またアメリカへの輸入や旅行者も増えている。また、現在のアメリカは資本財を中心に生産しており、消費財を生産してアメリカに輸出すればよい、と述べた。つまり、ドル不足が問題ではなく、アメリカに輸出して稼げない各国の生産性に問題がある、という認識を表明した。そして最後に、この協定が、イギリスに更なる負担をかけるとは信じていない、むしろ負担の軽減になると述べた。つ

まり、アメリカ側は、イギリスは十分に共同でドイツに対する責任を担える力を持っていると判断していた。

ウェリーは、アメリカの経済成長の方が急速であるためアメリカ市場に参入することは困難であること、五〇・五〇の比率でもイギリスのドル支出は削減されるが、その程度の削減ではイギリス自身が最後まで協定を維持できない可能性がある」と主張し、アメリカ側の再考を要請したが、認められなかった。

第二に、ポンド圏からの調達の増大については、目標として追及することで合意した。しかし、ピーターセンが、経済的な合理性を持つ範囲、つまり、ドル圏と条件が同一であればポンド圏から輸入するという範囲内でのみ行われる、と述べイギリス側に釘を刺した。つまりドルを節約するために、価格などを無視してポンド圏から輸入することはしない、ということであった。

第三に、協定のレビュー問題に関しては、毎年レビューすることには合意するも、協定を停止する可能性については削除を要求した。クレイトンやピーターセンらによれば、議会に、この協定が一時的なものとの印象を与えたくないからであった。

第四に、ルール石炭鉄鋼業の社会化については、ドイツ人からの希望があった場合のみ認めるとの意見を表明した。つまり、イギリスが社会化を促進するために統合占領地区に介入する権利を認めない、という意見であった。

こうしたアメリカの主張に対して、イギリス側は、この協定が現在よりも負担の軽減になることを認めながらも、イギリスのドル不足の状況から考えると、それでも過剰な負担になると主張したが、アメリカ側には受け入れられなかった。そして、両者ともバーンズとベビンに議論の内容を報告することで合意し終了した。その内容をベビンは、本国政府に報告し、閣議での検討に委ねた。

(6) ニューヨーク外相会談と合意の成立

ロンドンの閣議での検討は、一九四六年一月二日に行われた。⁽⁴⁸⁾ベビンからの報告では、アメリカの同意を得ることに失敗した点として、①ドル負担の制限、②協定を停止する権利、③ルールの社会化の保証、の三点を挙げた。対して成功した点として、①条件付ではあるがポンド圏からの輸入増大、②食糧供給・調達の責任をアメリカが持つこと、③将来復興した場合両国の支出はドイツによって返済

される、という三点を挙げた。

この報告を受けて、C・アトリー (Clement Attlee) 首相は、アメリカからこれ以上の譲歩を得ることはできないと判断し、ドル支出の制限がなくとも他に選択肢はない、と主張した。そして、閣議は、この協定によってイギリスが高い代償を支払うことになるのは確かだが、イギリス占領地区の再建は、アメリカとの協力なくしては不可能であるとの認識で一致し、協定への調印を認めることになった。

しかし、一時停止の権利とルール石炭鉄鋼業の社会化に介入する権利は保持したいとイギリス政府は考えていた。これに対してドールトン大蔵大臣は、アメリカはこの協定が維持できるかどうかはイギリスのドル獲得能力に依存していると認識している。イギリスも、もしドルがなくなれば選択の余地なく協定を停止せざるをえない。ゆえにこの点を先にアメリカに対してはつきりさせておくべきだ、と述べた。そしてドールトンの提案で、協定の毎年のレビューを定めた条項の解釈において、イギリスのドル不足が深刻化した場合には、協定を停止できること、ルールの社会化についても今後目標として追及すると公式に表明することを決定した。

実際、この表明はドルトンによって、一九四六年二月三日に協定の説明とともに議会で行われ、さしあたりアメリカ自身も黙認する形となった。

閣議から協定への調印の許可の連絡を受けたベビンは、一九四六年一月二日にバーンズと会談を行い、協定は調印され、一九四七年一月一日から米英統合占領地区が開始されることになった。そして、アメリカとイギリスは、五〇・五〇の比率で貿易に関わる占領費を分担し、イギリスはプーリング協定に基づき、一九四六年三月三十一日までの部分二九三〇万ドルを統合占領地区の共同輸出入機関に一九四七年四月一日までに支払うことが決定した。⁽⁴⁹⁾

おわりに

以上みてきたように、費用分担をめぐるアメリカの対応は、主として二つの要因で規定されてきた。第一は、共和党が主導する議会による制約、第二は、イギリスのドル不足の状況に対する楽観論、である。この二つの要因によって、アメリカの米英統合占領地区をめぐる協定に対する態度が決定されていた。その結果、後から見れば、イギリスに過大な負担を負わせる協定が結ばれることになってしま

った。

この背景には、アメリカ自身がこの時点ではドイツに関する責任を一国で負えるような国内体制を構築できていなかったことがある。アメリカはイギリスとあくまでも対等なパートナーとしてドイツ経済の運営に当たろうと考えていた。こうした状況が克服されるには、アメリカ政府自身がイギリスの脆弱性を認識し、ドイツに対する責任を一国で負うという方向性を打ち出すこと、そして議会自身もそうしたアメリカ政府の考えを支えることに同意する、という二つの条件が必要となってくる。⁽⁵⁰⁾

一九四七年に入りモスクワ外相会談、マーシャルプランの発表、そしてイギリスのポンド危機とドイツをめぐる状況の大きな変化が生じて行く中で、この統合協定にも危機が訪れることになる。この問題を考える際には、アメリカ政府と共和党議会との関係、イギリスのドル不足状況に対するアメリカ政府の認識の変化について検討することが必要となろう。この点に関する検討は、今後の課題としていきたい。

(1) この点について詳しくは、拙稿「H・L・スティムソ

ン (H・L・Stimson) とアメリカのドイツ占領政策構想——モーゲンソープランへの批判 (一九四四年八月—十月) を中心として——」(京都大学『調査と研究』第二八号、二〇〇四年四月)、及び、拙稿「H・モーゲンソー (Henry Morgenthau Jr.) とアメリカのドイツ占領政策構想——ルール地域をめぐる問題を中心に——」(『アメリカ経済史研究』第三号、二〇〇四年九月)、を参照。

(2) 占領費は、本稿で取り上げられている輸入品の調達に関わるもの以外にも、駐留軍兵士の給与など占領に必要な運営費も存在する。本稿では、課題との関連で前者のみを検討の対象としている。占領費の全体像に関する検討は今後の課題としたい。

(3) イギリス(本国)のドル圏からの生活必需品の輸入に関わる問題を検討している、前田啓一『戦後再建期のイギリス貿易』(御茶の水書房、二〇〇一年)一〇一頁を参照。また、ドル決済の問題については、古内博行『ドル条項問題と西ドイツ経済の復興』(廣田功・森建資編『戦後再建期のヨーロッパ経済』(日本経済評論社、一九九八年所収))を参照。

(4) 牧野裕『冷戦の起源とアメリカの覇権』(御茶の水書房、一九九三年)、第六章も同様の観点からこの問題に着目しており参考になる。しかし、米英交渉のプロセスに関する詳細な分析は行われていない。

(5) アメリカのドイツ占領政策に関する研究としては以下

の文献を参照。J. H. Baeker, *The Decision to Divide Germany: American Foreign Policy in Transition*, Duke University Press, 1978. C. Eisenberg, *Drawing the Line: The American Decision to Divide Germany 1944-1949*, Cambridge University Press, New York, 1996. J. Gimbel, *The origins of the Marshall Plan*, Stanford, 1976. 真鍋俊二『アメリカのドイツ占領政策』(法律文化社、一九八九年)、牧野裕、前掲書、第六章、安野正明『アメリカのドイツ占領政策』(油井大三郎他編『占領政策の国際比較』三省堂、一九九四年所収)、紀平英作『西ドイツ成立への道』(紀平英作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』京都大学学術出版会、二〇〇四年所収)。

(6) 本稿の作成に際しては以下の資料を使用した。アメリカの分析に関しては、現在アメリカ国立資料館 (National Archives at College Park: College Park, MD) に所蔵されている US-UK Discussion on the Bizonal Unification; Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Areas, Box2: RG 59. (以下、当該資料を出典とする文書については US-UK Discussion, RG59 と末尾に記す。以下、括弧内は同様のものを意味する。) US-UK Discussion on the Bizonal Unification Minutes of the Meeting; Records of the Office of the Assistant Secretary of State for Occupied Areas, Box2: RG 59. (Minutes of the Meeting, RG59) US-UK Discussion Bizonal Unification; International Statistics Division

- General Records 1944-1959, Country Files : Germany 1931-1952, Box 74, RG56. (RG56) を使用した。また、公刊資料として、アメリカ国務省の外交文書を集めた United States Department of State, *Foreign Relations of the United States* (FRUS) の各年版⁷⁾ 及び OMGUS の長官代理でもった L・D・クレイ (Lucius D. Clay) の文書を収録した Jean Edward Smith ed., *The papers of General Lucius D. Clay : Germany, 1945-1949, Vol. 1*, Ann Arbor, Mich.: UMI Books on Demand, 1974. (CP) を使用した。イギリスの分析に関しては、イギリス内閣の閣議事録 (CM) 及び閣議に提出されたメモランダム (CP) を収録した *Cabinet papers, series three : CAB 128 & CAB 129*, Marlborough, Wiltshire, England : Adam Matthew Publications. (*Cabinet papers* 東京大学経済学部図書館所蔵) を使用した。
- (7) Policy Memo I Division of Financial and Procurement Responsibility for Imports into the US-UK Zones, no date, RG56.
- (8) ポリタム協定は、経済原則 (Economic Principles) 第一四パラグラフにおいて、単一経済体としてのドイツ経済の運営と輸出入に関する共通政策の立案を定めた。‘Extracts from the Report on the Tripartite Conference of Berlin (Potsdam), 17 July - 2 August 1945’, in Selected and Edited by Beate Ruhm von Oppen, *Documents on Germany under Occupation*, 1945-1954, Oxford University Press, 1955, p. 45.
- (9) The Secretary of State to the United States Political Adviser for Germany (Murphy), August 18, 1945, FRUS 1945 III, pp. 1521-1522. この書簡の送る主は R・P・ローナー (Robert Murphy) だが、OMGUS の政治顧問として国務省がドイツ占領地区へと派遣された人物である。
- (10) トビンスの単一経済体原則への反対について Eisenberg, *op. cit.*, pp.167-176 を参照。
- (11) The United States Political Adviser for Germany (Murphy) to the Secretary of State, August 30, 1945, FRUS 1945 III, pp. 1526-1527.
- (12) The United States Political Adviser for Germany (Murphy) to the Secretary of State, September 10, 1945, FRUS 1945 III, pp. 1527-1528. ; Combined Chiefs of Staff, ‘Import-Export Policy and Procedures for Germany’, November 17, 1945, RG56.
- (13) The Joint Chiefs of Staff to the United States Military Governor for Germany (McNarney), November 24, 1945, FRUS 1945 III, pp. 1547-1549.
- (14) The Secretary of State for Foreign Affairs, ‘Policy Toward Germany’, CP (46) 186, May 3, 1946, CAB129/9, *Cabinet papers*.
- (15) OMGUS to War Department, March 31, 1946, RG56.
- (16) OMGUS to War Department, June 6, 1946, RG56.

- (17) L. D. Clay, 'Conditions in Germany', May 26, 1946, CP, pp. 212-217.
- (18) Eisenberg, *op. cit.*, pp. 235-237.
- (19) 詳しくは、牧野、前掲書、二七一―二七六頁を参照。
- (20) 詳しくは、Sean Greenwood, "Bevin, The Ruhr and the Division of Germany : August 1945 - December 1946", *The Historical Journal*, 29-1, 1986. / 金子新「戦後ドイツの「ルール問題」とノルトライマン・ヴェストフマーレン州創設——一九四五年―一九四六年」『法学政治学論究』第五三号、二〇〇二年六月)を参照。
- (21) 米英金融協定について詳しくは、R・ガードナー(村野孝・加藤正一訳)『国際通貨体制成立史——英米の抗争と協力——』(下)(東洋経済新報社、一九七三年)を参照。
- (22) The Minister of Fuel and Power, 'General Conditions Which Impede the Recovery of the Ruhr and Other Industries in the British Zone in Germany', CP (46) 240, June 19, 1946, CAB129/10, *Cabinet papers* : The Chancellor of the Exchequer, 'The Cost of the British Zone in Germany', CP (46) 218, June 4, 1946, CAB129/10, *Cabinet papers*.
- (23) The Secretary of State for Foreign Affairs, 'Germany : Results of the Paris Discussion', CP (46) 292, July 23, 1946, CAB129/11, *Cabinet papers* : CM73 (46), July 25, 1946, CAB128/6, *Cabinet papers*.
- (24) この会議でソ連は、統合占領地区形成の提案に賛成しない代わりに、占領地区間の貿易協力を促進するような組織の設立を提案し、全占領国は同意した。The United States Political Adviser for Germany (Murphy) to the Secretary of State, July 30, 1946, FRUS 1946 V, pp. 585-586.
- (25) The United States Political Adviser for Germany (Murphy) to the Secretary of State, August 11, 1946, FRUS 1946 V, pp. 589-590. ④の合意によつて、ポンド圏からの輸入額に応じて、ポンドによる輸出が限定的に解除されたことは、輸入面におけるポンドの使用を促す効果がある。しかし、必要な物資を圧倒的にドル圏から調達しなければならぬ状態では、あまり意味のある変更ではない。例えば、英独間に決済協定が結ばれた一九四八年以降では、圧倒的なドイツのポンド圏への出超が発生し、最終的にはドイツが政治的な圧力下で輸入を増大せざるを得ない状況が生じている。この点について詳しくは、拙稿「ヨーロッパ決済同盟成立以前における西ドイツ貿易とマーシャルプラン」(京都大学『調査と研究』第二二二号、二〇〇一年一〇月)四九―五三頁を参照。
- (26) The United States Political Adviser for Germany (Murphy) to the Secretary of State, October 11, 1946, FRUS 1946 V, pp. 613-618.
- (27) Policy Memo I Division of Financial and Procurement Responsibility for Imports into the US-

UK Zones, no date, RG56.

- (28) OMGUS to War Department, August 9, 1946, RG56 : Population of British and American Zone in Germany As Estimated in Mid-1946 From Ration Data, no date, RG56 ; The United States Political Adviser for Germany (Murphy) to the Secretary of State, October 11, 1946, FRUS 1946 V, p.619.

(29) OMGUS to War Department, August 9, 1946, RG56 : War Department to OMGUS, August 30, 1946, RG56.

- (30) The United States Political Adviser for Germany (Murphy) to the Secretary of State, October 11, 1946, FRUS 1946 V, p.619.

(31) Anne Deighton, *The impossible peace : Britain, the division of Germany and the origins of the cold war*, Oxford University Press, 1990, p. 110 ; The Secretary of State for Foreign Affairs, 'Germany', CP (46) 383, October 17, 1946, CAB128/13, *Cabinet papers* ; Lucius O. Clay, *Decision in Germany*, Garden City, N.Y. : Doubleday, 1950, pp.170-171.

(32) OMGUS to War Department, November 4, 1946, RG56.

(33) この分担比率をめぐる交渉においてイギリス側の対応が混乱した背景には、ヘビンが病の床に伏せ、統一的な政策を構築することが出来なかったという背景があった。そのため、出先機関であるイギリス軍政府独自の判断で

交渉が進んでしまいう、決定が延長されるという事態が引き起こられてしまった。Deighton, *op. cit.*, pp. 111-112. を参照。

(34) The Secretary of State for Foreign Affairs, 'Germany', CP (46) 383, October 17, 1946, CAB128/13, *Cabinet papers* ; CM (46) 80, October 21, 1946, CAB128/6, *Cabinet papers*.

(35) Policy Memo I Division of Financial and Procurement Responsibility for Imports into the US-UK Zones, no date, RG56. ちなみにクレイは、イギリスの米英交渉での狙いは、プーリング協定における支払義務を免れること、アメリカ側がより多くの費用負担を行うように説得することにあると認識していた。General Clay's Views on the Items on the Agenda for the US-UK Conference, November 13, 1946, Minutes of the Meeting, RG59.

(36) アメリカ上下両院における議席数の推移については、アメリカ合衆国商務省編(斎藤真・鳥居泰彦監訳)『アメリカ歴史統計——植民地時代から一九七〇年——第二巻』(原書房、一九八六年)、一〇八三頁を参照。

(37) アメリカ議会と対外政策の関係に関しては、肥田進「アメリカの超党派外交に関する若干の考察」(『名城法學別冊 柏木還暦記念号』一九九一年)、浅川公紀「アメリカ大統領と外交システム」(勁草書房、二〇〇一年)を参照。

- (38) British Dollar Problem, November 13, 1946, Minutes of the Meeting, RG59.
- (39) J. H. Hilldring to the Secretary of State, November 14, 1946, Minutes of the Meeting, RG59.
- (40) The Assistant Secretary of State (Hilldring) to the Secretary of State, November 15, 1946, FRUS 1946 V, pp.639-640.
- (41) Memorandum of Conversation, November 16, 1946, Minutes of the Meeting, RG59.
- (42) J. H. Hilldring to the Secretary of State, November 14, 1946, Minutes of the Meeting, RG59.
- (43) Memorandum of Conversation, November 15, 1946, Minutes of the Meeting, RG59.
- (44) エドの会談内容に關してはエドの資料に依拠した。Memorandum by the United States Political Adviser for Germany (Murphy), November 20, 1946, FRUS 1946 V, pp.640-642 ; Memorandum of Conversation, November 22, 1946, Minutes of the Meeting, RG59 ; CM (46) 100, November 25, 1946, CAB128/6, *Cabinet papers*.
- (45) CM (46) 100, November 25, 1946, CAB128/6, *Cabinet papers*.
- (46) The Chancellor of the Exchequer, 'Germany', CP (46) 385, October 18, 1946, CAB129/13, *Cabinet papers*.
- (47) Department of State Memorandum of Conversation, November 29, 1946, US-UK Discussion, RG59 ; Limitation of British Dollar Commitment in Financing the Bizonal Area Germany, November 29, 1946, US-UK Discussion, RG59 ; The Additional Secretary of the Cabinet, 'Anglo-American Discussions on Germany', CP (46) 438, December 1, 1946, CAB129/15, *Cabinet papers*.
- (48) CM (46) 102, December 2, 1946, CAB128/6, *Cabinet papers*.
- (49) Memorandum for the Record, by the Director of the Office of European Affairs (Matthews) and the British Deputy Under-Secretary of State for Foreign Affairs (Hall-Patch), December 2, 1946, FRUS 1946 V, pp.647-648.
- (50) 上の問題に關しては、拙稿「J・F・タレス (John Foster Dulles) とアメリカのドイトツ経済復興政策——超党派外交とマーシャルプランの起源に關する一考察」(『史林』第八三卷第四号、二〇〇〇年七月) も参照。
- (かわさき のぶき・大阪経済大学非常勤講師／日本経済史研究所ホスト・ドクター)

